

## 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約

(名称)

第1条 本会は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「本部会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本部会議は、世界に類を見ない貴重な歴史遺産である百舌鳥古墳群及び古市古墳群（以下「古墳群」という。）の世界文化遺産への登録を実現することにより、古墳群の保存・継承を図るとともに、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するため、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市（以下「関係地方公共団体」という。）が、古墳群の世界文化遺産登録に必要な事項について協議し、一体となって取組みを行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本部会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界文化遺産の登録推薦書（案）の作成及びそのために必要な事業
- (2) 古墳群に係る情報の内外への発信のために必要な事業
- (3) 国、ユネスコ及びその他の関係機関との協議調整に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成)

第4条 本部会議は、関係地方公共団体をもって構成する。

- 2 本部会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(役員)

第5条 本部会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 本部長 1名
- (3) 副本部長 2名

- 2 役員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、本部会議を代表する。

- 2 本部長は、本部会議の会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、本部長の職務を代理する副本部長の順序は、別表第2に掲げる順序とする。

(監事)

第7条 本部会議に、監事を置く。

- 2 監事は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 3 監事は、本部会議の会計を監査する。

(会議)

第8条 本部会議の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部会議の会議は、会計年度における事業計画、予算及び決算その他の本部会議の運営に係る重要事項について審議し決定する。

- 3 本部会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 本部会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため、本部会議の会議に出席できない委員は、あらかじめ書面で評決し、又は代理人をして評決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 6 本部長は、本部会議の会議を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合は、本部会議の会議に付議すべき事案を記載した書面を委員等に回付し、その賛否を問うことにより本部会議の会議に代えることができる。
- 7 本部長は、必要に応じて、本部会議の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第9条 本部会議の円滑な会務の執行を図るため、本部会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第4に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 本部会議の会議に付議すべき事項
- (2) 本部会議の会議から指示された事項
- (3) その他、本部会議の事業運営に必要な事項で幹事長が必要と認める事項

- 3 幹事長は、大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事を、副幹事長は、大阪府教育庁文化財保護課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、代理の者の出席を妨げないものとする。
- 7 幹事会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 幹事長は、必要に応じて、幹事会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 幹事会は、専門的な事項を検討する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 10 前項の部会の構成及び運営に必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って別に定める。

(有識者会議)

第10条 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けて、広く有識者から専門的な意見を聴くために、本部会議に有識者会議を置くことができる。

- 2 有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(協議会)

第11条 関係地方公共団体と民間団体等が連携して古墳群の世界文化遺産登録の取組みを推進していくための協議会を本部会議に置くことができる。

- 2 協議会の構成及び運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務局)

第12条 本部会議の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課内に置く。

2 事務局を統括するため事務局長をおく。

3 事務局長は大阪府府民文化部都市魅力創造局長の職にある者をもって充てる。

4 本部会議の出納事務は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課において処理する。

5 前各号に規定するもののほか、事務局の構成及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(費用負担)

第13条 本部会議の運営及び事業に要する経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。

2 分担金は関係地方公共団体が共同で負担するものとし、その負担額及び時期は本部会議の協議により決定する。

3 関係地方公共団体の負担割合は、大阪府8分の3、堺市8分の3、羽曳野市8分の1、藤井寺市8分の1とする。

(会計年度)

第14条 本部会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(残余金)

第15条 決算に残余金が生じた場合は、第13条第3項に定める負担割合に基づきその全額を返還する。残余金の繰り越しを行う場合は本部会議において審議し、その取り扱いを決定する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本部会議に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年5月12日から施行する。

(経過措置)

2 本部会議の最初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、規約の施行の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成28年2月17日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成28年5月10日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大阪府知事

堺市長

羽曳野市長

藤井寺市長

別表第2（第5条関係）

会長 大阪府知事

本部長 堺市長

副本部長 羽曳野市長

副本部長 藤井寺市長

別表第3（第7条関係）

監事 公認会計士

監事 堺市文化観光局長

監事 羽曳野市市長公室長

監事 藤井寺市政策企画部長

別表第4（第9条関係）

大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事

大阪府教育庁文化財保護課長

堺市文化観光局世界文化遺産推進室長

羽曳野市市長公室世界文化遺産推進室長

藤井寺市政策企画部世界遺産登録推進室長